

- (1) 洗面所ハ兩儀開場及鉄工部附近ハ各卷ヶ所
- (2) 便所ハ焙場附近ニヶ所
- (3) ウエスハ兩消毒上使用セムル事
- (4) 臨時休業並ニ給與ニ関スル件

一、年末歳首、休日ハ十二月三十日ヨリ一月五日迄ハ七日間ニ短縮スル事、  
 二、決算、休業日ハ之一日ニ短縮シ日給ヲ支給セズ  
 但シ希望シヨリテハ其前夜ニ於テ一回、休日ヲ廢スルモ差支ナシ

三、前日終業時間迄ニ稼働セザル臨時休業ニ封シテハ日給全額ヲ支給スル事  
 四、簡閉點以外ニ應ズル者ニハ點時當日ニ封シ日給半額ヲ支給スル事、  
 五、簡閉點以外ノ兵事關係ニヨリテ休業セザル者ニ封シテハ慰勞又ハ餞別意ヲ表スルコトアルベシ。

六、公傷ニテ入院シ若シクハ作業不可能、者ニ封シテ八日給半額ヲ支給スル外其狀況ニヨリ別ニ手當ヲ支給スル事アルベシ。

七、残費ニ封シテハ一割ノ歩増ヲナス事、  
 但シ請負人、者ハ學中傷日給額ヲ基礎トシテ算出ス。

八、會計袋ニ全額、外人工ヲ明細ニ記入スル事、  
 九、表ハ職工最低賃金ハ左表ニヨル事、

	満十歳以上	満十歳未満	満十歳以上	満十歳未満	満十歳以上	満十歳未満	満十歳以上	満十歳未満	満十歳以上	満十歳未満	満十歳以上	満十歳未満
満十歳以上	五〇	五〇	五〇	五五	五五	五五	五五	五五	五五	五五	五五	五五
満十歳未満	六〇	六五	六五	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇

(三) 厚生慰安ニ関スル件

- 一、相扶會日規則、改正ヲ提案シ會計監査役ヲ各部職工中ヨリ一名宛選出スル事
- 二、工務事務所内ニ入事相談所ヲ設テ従業員並ニ其家族ノ為メ入事百般ノ相談機關トスル事、
- 三、毎一年一回慰安會ヲ開催ス